

令和3年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 7月臨時会 会議録第1号						
招集年月日	令和3年7月8日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 会	令和3年7月8日	午後2時21分	議 長	坂口 久信	
	閉 会	令和3年7月8日	午後2時46分	議 長	坂口 久信	
出席議員 欠席議員  出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	北川 政次	○	10番	水川 一哉	○
	2番	吉川 里己	○	11番	三谷 英史	○
	3番	川原 千秋	○	12番	山田 恭輔	○
	4番	藤田 洋一郎	○	13番	西原 好文	○
	5番	角田 一美	○	14番	田島 健一	○
	6番	福井 正	○	15番	片渕 栄二郎	○
	7番	村上 大祐	○	16番	永淵 孝幸	○
	8番	田中 政司	○	17番	坂口 久信	○
	9番	山下 芳郎	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	小松 政	○	消 防 長	川崎 学	○
	副 管 理 者	樋口 久俊	○	消防本部次長	江上新治	○
	事 務 局 長	白仁田和哉	○	消防本部次長兼予防課長	伊東 勝	○
	会 計 管 理 者	山田 英昭	○	消防本部総務課長	高本 将行	○
	事務局次長兼総務課長	馬場 真嗣	○	消防本部警防課長	井手 孝博	○
	電子計算センター所長	山口 晃樹	○	消防本部通信指令課長	一ノ瀬 智幸	○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	富岡 勝利	○			
	介護保険事務所長兼 総務管理課長	大串 恭隆	○			
介護保険事務所業務課長	高本 智子	○				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 7月臨時会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 令和3年7月8日(木) 1日間

(2) 日 程

月・日(曜)	摘 要
7月8日(木)	開会・開議(午後2時) 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案の一括上程(管理者の提案事項に関する説明) 議案審議(第12号議案～第15号議案) (質疑・討論・採決) 報告(第1号) (質疑) 閉会

## 2. 議事日程について

議事日程	
令和3年7月8日（木曜日） 午後2時00分 開議	
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第4	第12号議案 専決処分の承認について
	（質疑・討論・採決）
日程第5	第13号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第6	第14号議案 財産の取得について
	（質疑・討論・採決）
日程第7	第15号議案 財産の取得について
	（質疑・討論・採決）
日程第8	報告第1号 令和2年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計継続費繰越計算書の報告について
	（質疑）
閉 会	

---

午後 2 時 21 分 開会

○議長（坂口久信君）

これより 7 月臨時会に入ります。

ただいまの出席議員数は全員であります。

ただいまより令和 3 年杵藤地区広域市町村圏組合議会 7 月臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（坂口久信君）

日程第 1. 会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員として、

5 番 角 田 議員

8 番 田 中 議員

14 番 田 島 議員

の 3 名を指名いたします。

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（坂口久信君）

次に、日程第 2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日 7 月 8 日の 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議ないものと認めます。よって、今臨時会の会期は 7 月 8 日の 1 日間とすることに決定いたしました。

#### 日程第 3 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（坂口久信君）

それでは、日程第 3. 議案の一括上程であります。

第 12 号議案から第 15 号議案までの 4 議案と報告 1 件を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

**○管理者（小松 政君）**

皆さんこんにちは。本日、ここに令和3年杵藤地区広域市町村圏組合議会7月臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変御多忙の中、御出席いただき、厚くお礼申し上げます。

今臨時会に提案しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提案いたしました案件は、承認議案1件、条例改正1件、財産の取得2件、報告1件の計5件でございます。

第12号議案は、本組合職員の退職に伴い、令和3年度一般会計補正予算（第1回）について専決処分を行いましたので、地方自治法の規定に基づき報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

第13号議案は、消防手数料条例の免除規定について、大規模自然災害で被災した者からの申請等に対応するため、条例の一部を改正するものでございます。

第14号議案は嬉野消防署に配置予定のはしご付消防自動車、第15号議案は大町分署に配置予定の高規格救急自動車のそれぞれの購入について、議会の議決をお願いするものでございます。

報告第1号は、新嬉野消防署建設事業に関する令和2年度一般会計継続費繰越計算書について報告するものでございます。

なお、詳細につきましては、議案審議の際それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**日程第4 第12号議案**

**○議長（坂口久信君）**

次に、日程第4．第12号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**○事務局長（白仁田和哉君）**

第12号議案 専決処分の承認について御説明をいたします。

議案書1ページ、2ページをお願いします。

杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）を専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるものです。

別紙、補正予算説明書(3)ページをお願いします。

今回の補正の内容は、電算センターの職員1名が5月末をもって退職になったことにより退職手当を支給するため、歳入の6款1項4目、職員退職手当基金繰入金及び(4)ページ、歳出の2款1項2目、電算センター費、3節、職員手当等にそれぞれ1,511万1千円を計上しております。

補正予算書の1ページに戻っていただき、歳入歳出それぞれ1,511万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億9,402万4千円とするものです。

退職手当の支給は、条例で原則、退職日から一月以内となっておりますので、議会を招集するいとまがなく、令和3年6月7日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるものです。

以上で説明を終わります。

**○議長（坂口久信君）**

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

討論を終わります。

採決いたします。第12号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（坂口久信君）**

御異議ないものと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。

#### 日程第5 第13号議案

**○議長（坂口久信君）**

次に、日程第5、第13号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（川崎 学君）

第13号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書3ページを御覧ください。

今回の改正は、近年、全国で豪雨や地震等の大規模自然災害が多数発生しております。これに伴い、総務省消防庁から大規模自然災害の被災者からの危険物の仮貯蔵、仮取扱い、危険物施設の設置、変更許可等の申請等に係る消防手数料の免除措置を行うよう通知文が发出されています。しかし、本組合の現行の消防手数料条例では、免除できる消防手数料が火災等による罹災、救急搬送その他諸証明に係る手数料に限られているため、ほかの消防手数料についても免除できる内容へ改正するものです。

議案説明資料の1ページの新旧対照表を御覧ください。

第3条に手数料の免除規定が設けられていますが、現行は、第1項に火災等による罹災、救急搬送その他の諸証明に係る手数料に限定した免除規定が設けられております。改正案では、限定している文言である「火災等による罹災、救急搬送その他の諸証明に係る」を削除し、第1項第1号に火災等による罹災、救急搬送その他の諸証明手数料に該当する別表の第19の項の免除規定、第1項第2号にその他の手数料を免除できる規定という形で整理しております。

また、第3条を改正することに伴い、別表の関係条文を示す部分を「（第2条関係）」から「（第2条、第3条関係）」へと改めています。

なお、施行日につきましては公布の日からの施行としております。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。第13号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。

#### 日程第6 第14号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第6．第14号議案 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（川崎 学君）

第14号議案 財産の取得について御説明させていただきます。

議案書4ページを御覧ください。

このはしご付消防自動車（嬉野消防署配置分）は、取得に係る予定価格が2,000万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

入札につきましては本組合に指名願を提出してあり、消防車の業種を希望する13業者により令和3年6月2日に指名競争入札を実施し、2億3,120万1,560円で落札された南里ポンプ株式会社と令和3年6月3日に物品売買仮契約を締結しております。

はしご付消防自動車の納入期限は令和4年1月14日までとしており、主な仕様及び物品売買仮契約書につきましては、議案説明資料の2ページから8ページに記載しているとおりで

す。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

○13番（西原好文君）

ちょっと確認じゃないですけど、お尋ねというかですね。うちの職員にちょっと調べてもらったんです。

議案説明資料の8ページに、登録諸費用が一式ゼロ円になっております。お聞きしたところ、広域圏のほうに調べていただいたら、2業者の方が登録をされるというようなことで、



特殊車両ですからというようなことでしたけど、その名前がですね、南里さんの名前なんか全然出てこんやったわけですね。請負は南里さんとされるのでありますけど、この登録諸費用については、そのはしご車を納品される2業者の方が登録をされるということでしたけど、登録なんかは広域圏でせんでよかとかかなと思ってですね。救急車についてはちゃんと登録諸費用は組み込まれております。そこら辺の内容がちょっと分かりにくかったものですから、説明ができればよろしくお願ひいたします。

それと、こういうことは言っちゃまずいんですけど——まずいというか、ちょっとあれですけど、議会に提出される書類がですね、ダブってこう——5ページ、6ページ、こういった資料を平然として出されるというのはどがんかなと思ったんですよ。これは契約書をコピーされるときに、仕方なかったかもしれんですけど、こういった資料を議会に出されるというのはいかなものかなと思ひましたので、そこら辺は今後注意していただきたいと思ひますけど。

#### ○消防長（川崎 学君）

先ほどの御質問に対してお答えさせていただきます。

登録諸費用というのは運輸局への手続の事務手数料ということになります。これは人件費になります。

質問の内容、私たちもこれはどうかなと見て確認をしました。南里ポンプ株式会社のほうへ確認をしましたところ、企業努力の部分であり、今回の契約については請求しないこととしていると聞きました。

仮契約を締結している南里ポンプ株式会社とは、過去にも車両の契約をしております。平成29年度に水槽付消防ポンプ自動車1台、平成30年度に消防ポンプ自動車2台、令和元年度に水槽付消防ポンプ自動車1台を契約しております。平成29年度及び平成30年度は登録諸費用は計上されて請求されております。令和元年度及び今回ののはしご車については費用計上されておられません。このことについても確認したところ、企業努力ができる場合とできない場合があると言われました。一概に全ての契約について登録諸費用をゼロ円としているわけではないという回答を得ました。

以上の回答でよろしいでしょうか。

#### ○13番（西原好文君）

私がちょっと調べてもらったときに、南里さんの名前は出てこんやったわけですよ。この

はしご車を製作されている2業者の方が企業努力というふうなことで言われていましたけど、これはあくまでも、基本、南里さんと契約するんじゃないんですか。その中で企業努力と言われるのは分かります。ただ、そうなれば下請さんにその負担が行きよとかなという感じがするですたいね。南里さんとは2億3,000万円で契約をしておるんですけど、この中にその登録諸費用あたりが入っていないということになれば、その下請さんにしわ寄せが行っているんじゃないかなというふうな感じがしたものですから、そこら辺はちゃんと、企業努力と言われたものの、南里さんが企業努力されたのは分かってすよ。私がお聞きしたときに、多分、南里さんが下請で出されている2業者さんが登録諸費用の明細を上げてこられなかったということでしたので、ちょっと下請さんが困ると言うぎいかん、企業努力をされたのかなというふうな感じがしましたので、あくまでも今回、契約は南里さんとされるわけですから、そこら辺のちゃんとした理由は南里さんからちゃんとお聞きしておったほうがいいかなと思います。後だって登録諸費用ももらわれんやったというようなことを、その下請業者が言わんごとしとかんぎですね。こういった広域圏の仕事をももらった上で、登録諸費用は引かれたというふうな話が出んようにしておかないとちょっとまずいかなと思いましたので、そこら辺は南里さんとよくお話をしてもらいたいなと思います。

**○消防長（川崎 学君）**

この件につきましては、改めて精査してお答えしたいと思います。よろしくお願ひします。

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

**○事務局長（白仁田和哉君）**

私のほうからは、資料の作成の仕方のほうで御指摘をいただきましたので、その分についてはですけども、おっしゃるとおり、コピーという形で写したものをそのまま出しておりますけれども、今後おっしゃるとおり注意したいと思います。（「よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

以上です。

**○議長（坂口久信君）**

ほかにありませんか。

**○8番（田中政司君）**

1点だけ。今回、はしご車を嬉野消防署に導入するわけなんですけど、現在あるはしご車については下取りなのかなんなのか、どういうふうな形になるのか、ちょっとそこら辺につ

いてお聞きをしたいんですけど。

○消防長（川崎 学君）

その件につきましては下取りはありません。（「ないですか。じゃ、これに載ってこないということですね」と呼ぶ者あり）

○8番（田中政司君）

当然2台も持っておくということにはできないと思うんですが、そこら辺どういうふうな計画があるのか、ちょっと教えていただきたいなと思いますけど。

○消防長（川崎 学君）

現在のはしご車は廃車する予定になっております。（「廃車」と呼ぶ者あり）はい。改めて新しいはしご車を嬉野署に配備、そして、武雄署に今ある15メートル級のはしご車2台体制でするようにしています。

○8番（田中政司君）

では、廃車するとなると当然——新しいやつは来年1月に納入ですよ。それが過ぎた後に、納入があった後に廃車という手続になると。当然そこら辺では、廃車をするとってもあれだけのものを、例えば、無償で廃車ということができるとか。ちょっとそこら辺、こういう売買、普通、車両のあるときには、それを購入する代わりにこれを取るとか、あるいはそこに代金が発生するのかもしれないとかあろうかと思ったんですが、この契約書にはそこら辺のことが一切なかったの、南里さんとの間にそこら辺まで契約で決めていないのかどうか、そこら辺をちょっと教えていただきたかったんですよ。

○消防長（川崎 学君）

この件につきましてはお調べして、後で御報告したいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。第14号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。

#### 日程第7 第15号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第7．第15号議案 財産の取得についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（川崎 学君）

第15号議案 財産の取得について御説明させていただきます。

議案書5ページを御覧ください。

この高規格救急自動車（大町分署配置分）は、取得に係る予定価格が2,000万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

入札につきましては本組合に指名願を提出してあり、救急車艙装の業種を希望する3業者により令和3年6月3日に指名競争入札を実施し、1,920万7,290円で落札された佐賀日産自動車株式会社武雄店と令和3年6月7日に物品売買仮契約を締結しております。

高規格救急自動車の納入期限は令和4年1月25日までとしており、主な仕様及び物品売買仮契約書につきましては、議案説明資料の9ページから15ページに記載しているとおります。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。第15号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決いたしました。

#### 日程第8 報告第1号

○議長（坂口久信君）

次に、日程第8．報告第1号 令和2年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計継続費繰越計算書の報告について執行部の報告を求めます。

○事務局長（白仁田和哉君）

報告第1号 令和2年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。

議案書6ページをお願いします。

令和2年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算で設定しております継続費について、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき報告するものです。

7ページをお願いします。

5款1項．新嬉野消防署建設事業で、継続費の総額は5億3,121万6千円ですが、そのうち令和2年度の予算計上額2億1,248万円について、建築主体、電気工事等で5,488万円を令和3年度に繰り越しております。

財源内訳については右のほうに示しているとおりです。

以上で終わります。

○議長（坂口久信君）

ただいまの報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして令和3年杵藤地区広域市町村圏組合議会7月臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時46分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

令和 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 坂口久信

5番議員 角田一美

8番議員 田中政司

14番議員 田島健一